

大福第81号

平成24年4月11日

指定介護保険事業者管理者各位

大阪市福祉局高齢者施策部

介護保険課長

事業者指導担当課長

平成24年度介護報酬改定による生活援助中心サービスの時間区分の見直しについて（通知）

平素から本市介護保険制度の適正な運営にご協力いただきありがとうございます。

さて、平成24年4月の介護報酬改定に伴い、訪問介護サービスにおける生活援助中心の時間区分が「20分以上45分未満」と「45分以上」の2区分に見直されています。

今回の見直しは、介護報酬の評価を行う際の時間区分の変更であり、必要なサービス量に上限等を設けようとするものではありません。

そもそも介護サービスは、利用者個々の状況に応じて、介護支援専門員とサービス提供責任者による適切なアセスメント及びケアマネジメントに基づき、利用者のニーズに応じた必要な量のサービスが提供されるべきものです。

今回の「見直し」により、これまで提供されてきたサービスについて、利用者の意向等を踏まえ、新たな時間区分に無理に適合させるようなことがあってはならず、適切なアセスメントとケアマネジメントに基づき、これまで提供されていた60分程度のサービスや90分程度のサービスを、「45分以上」の生活援助として位置付け、「見直し」後も継続して提供することが可能ですので、くれぐれもご注意ください。

また、適切なアセスメントに基づき、これまで提供されてきた介護サービス等の内容をあらためて見直した結果、介護サービスを変更する必要がある場合には、サービス担当者会議の開催等が必要ですので併せてご注意ください。

なお、不当にサービス提供時間の制限を設け契約することは、指導・監査の対象となりかねないところであり、さらに利用者に不正な自己負担を求めることは、基準省令違反が強く疑われるものであるため、適正な介護サービスを提供できるよう、関係法令を厳守されるよう申し添えます。

問合せ先

大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課保険給付グループ

電話：06-6208-8033